

－目次－

①いのちとくらしを守り、安心安全を実感できる社会を実現するために

1 子ども・子育て支援と教育の充実	… 1
2 市民生活と観光が調和する持続可能な観光都市の実現に向けた支援の充実	… 5
3 安心安全なまちづくりに向けた防災・減災対策の強化等	… 7
4 山林における倒木対策や災害に強い森林づくりのための支援制度の拡充等	… 11
5 老朽化した水道・下水道施設の更新や耐震化の推進	… 13
6 市民の暮らしとまちを支える市バス・地下鉄事業への支援	… 15

②日本社会の活力向上、日本全体の地方創生の推進に、京都が積極的な役割を果たすために

7 文化庁の全面的な京都移転を契機とした文化の力による全国の地方創生、文化芸術の振興	… 17
8 国立京都国際会館における多目的ホールの、5,000人規模への拡張整備の早期実現	… 19
9 京都・近畿の活力あるまちづくりのための、交通利便性の高い市街地に所在する国有地の活用の検討	… 21
10 京都経済の持続的な成長の促進や、京都の強みをいかした成長産業等への支援	… 23

③国土の調和ある発展のために

11 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築	… 25
12 北陸新幹線(敦賀以西ルート)の円滑な整備の推進、地元負担の軽減及び関西国際空港の延伸	… 27
13 リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業、関西国際空港への延伸及び「京都駅ルート」の実現	… 29

④大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等

14 地方交付税の確保や臨時財政対策債の廃止など、大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等	… 31
--	------

国、全国の自治体と力を合わせ、活力ある日本の未来を創造するために

【「文化」を基軸としたまちづくりの一層の深化・加速】

新たな時代「令和」に込められた、「人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ」という意味、これは京都市が40年前に「世界文化自由都市宣言」に掲げた理念に通じます。

文化庁が機能を強化して京都に全面的に移転する「令和」の時代に、文化による日本の地方創生を力強く前進させる。また、京都の自然や景観、伝統文化を、日本の財産、世界の宝として、保全・再生・創造する「国家戦略としての京都創生」についても、引き続き、国の御理解と御協力・連携の下で、取組を加速させていく。こうしたことが、新たな時代の幕開けである今、求められていると考えます。

「文化」を基軸としたまちづくりの一層の深化・加速により、市民の豊かさ、日本全体の豊かさへと繋げ、さらならる社会的課題の解決に向けて、国や全国の自治体と力を合わせ、京都が果たすべき役割を全力で果たしてまいります。

【持続可能な社会の実現のために京都ならではの役割を】

京都市は、民間シンクタンクが本年発表した「日本の都市特性評価」において、6つの評価分野のうち「文化・交流」と「研究・開発」の分野が1位と評価され、総合評価では2年連続全国1位を頂きました。また、報道機関が全国の市区を対象に昨年実施した「SDGs先進度調査」では環境等の分野で高く評価され、全国1位の評価を得ることができました。こうした都市の高い総合力に惹かれ、国内外で活躍する企業の開発拠点やスタートアップ支援拠点が続々と開設されるなど、スタートアップを自律的、連続的に生み出す新たなエコシステムが形成されつつあります。

日本初開催の世界博物館大会（ICOM）京都大会が成功裏に終わり、12月には同じく日本初開催の国連世界観光機関（UNWTO）とユネスコ主催の観光と文化をテーマにした国際会議が、また、来年は国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）が50年ぶりに京都で開催されます。そして、ワールドマスターズゲームズ2021関西、大阪・関西万博へ。

今世紀後半の脱炭素社会の実現に向け、2050年までにCO₂排出量正味ゼロを目指す「京都アピール」を世界に発信した京都から、Society5.0の時代も見据え、あらゆる危機をしなやかに乗り越えるレジリエントなまちづくりを進め、「誰一人取り残さない」持続可能な社会を目指すSDGsの達成にも貢献してまいります。

【双京構想の実現を願って】

京都は、東京以外に全国で唯一御所を有し、千年を超えて、天皇がお住まいになり、宮中文化が育まれ、皇位継承の舞台となり、皇室とともに日本の歴史・文化を紡いできた地であります。私どもは、今後とも、皇室ゆかりの地として、皇室とともに育まれてきた宮廷文化をはじめ、日本の伝統や文化を守り育て、後世に伝えていくという役割を果たしていくことができれば、大変光栄であると考えています。

このため、日本の大切な皇室の弥栄のために、京都にも皇室の方にお住まいいただき、東京と京都が、わが国の大都としての機能を双方で果たしていく「双京構想」の理念を掲げ、皇室の方々をお迎えするにふさわしい品格あるまちづくりや機運の醸成に取り組んでまいりました。

また、日本の伝統的な文化の継承と将来的な発展のため、皇室ゆかりの京都御所、桂離宮、修学院離宮、元離宮二条城等を舞台にして、園遊会やお茶会の開催と共に、平安以来の古式による五節句など宮中行事の復活等が実現できれば、日本全体にとっても大変有意義なことであると存じます。

過日、東京で行われました即位礼正殿の儀及び饗宴の儀において、天皇陛下の御即位を慶祝させていただき、常に国民を思い、国民に寄り添いながら、日本国及び日本国民統合の象徴としての責務を果たされる陛下のお姿に接し、改めて深く感銘を受けました。京都御所でのお茶会等、京都への行幸の際には、多くの市民と共に奉迎いたします。

引き続き京都府、商工会議所、文化団体等と共に、皇室の弥栄を願う思いを京都市民、そして全国の人々と共有しながら取組を重ねてまいりますので、格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

【これらの取組に、国の理解と協力を】

これらの取組は、活力ある日本の未来を創造するために京都市ならではの役割を果たすことを志すものですが、その推進には国の御理解と御協力が不可欠であり、より一層の御支援を要望いたします。

京都市長 門川 大作

1 子ども・子育て支援と教育の充実

保育の質の向上や、子どもを児童虐待から守るための対策の強化、医療的ケア児への支援など、進行する少子化にしなやかに対応し、全ての子どもたちが健やかで心豊かに育まれ、笑顔広がる社会の実現に向け、子ども・子育て支援と学校・幼稚園における教育活動を一層充実させるため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 質の高い保育と担い手確保のために、自治体独自に改善している職員配置基準及び職員待遇を踏まえた十分な財政支援等
- (2) 児童虐待防止対策等の強化
- (3) 医療的ケア児への支援の充実
- (4) 私立幼稚園における幼児教育・保育の無償化の円滑な推進に向けた各園での事務体制の構築に必要な財政措置
- (5) 貧困家庭の子ども等への支援のための恒久的かつ十分な財政措置
- (6) 学校における教員の働き方改革や少人数教育のための人員配置の促進に対する財政措置等
- (7) 学校施設・設備（ＩＣＴ環境、エアコン、ブロック塀等）の充実・更新に対する財政支援

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

質の高い保育と担い手確保のための職員配置基準と職員処遇の改善等

現状・課題

- 保育士不足が深刻化（求人倍率が年々悪化）
 - ⇒ 労働条件が悪い（低給与、長時間労働など）
 - ⇒ 保育士を目指す人が増えず、離職率の増加が懸念
 - ⇒ 保育の質の低下が懸念
- 保育士登録簿では現住所や就労状況といった現況が把握できないため、潜在保育士への的確な情報が届けられない。

京都市独自の取組

厳しい財政状況の中、次のような施策に**市独自に約49億円を投入（過去10年間では400億円以上）**

- 配置基準の改善 → 保育現場の働き方改革
90名定員の保育園なら保育士の配置は国基準の1.33倍
- 保育士の処遇改善 → 保育の担い手確保、離職の抑制
全国平均の1.34倍の給与水準を実現
※全国平均350万円、本市モデル平均468万（平成30年度実績）

要望

- 子ども・子育て支援新制度に伴う「質の改善」項目として挙げられた**1歳児等の職員配置の改善の実施**
- 給与水準の底上げなど、**国による更なる処遇改善**
- 国による**保育士資格等取得者の現況把握が可能となる制度構築と、保育士等を目指す人を増やす全国的なイメージアップ戦略**

児童虐待防止対策等の強化

現状・課題

＜児童虐待防止対策の更なる体制強化＞

- 虐待件数が増え続けている状況を踏まえ、児童相談所等の体制の更なる強化が必要となるが、児童福祉司の増員等に係る財政措置は地方交付税による措置にとどまっている。

本市の取組

- 児童相談所において、職員の専門性を高めるとともに、児童福祉司の増員等を実施
- 地域における家庭支援強化と連携の要となる職員として、全区役所・支所子どもはぐくみ室に係長を、児童相談所に課長等を新たに配置
- 区役所・支所において、生後4箇月までの乳児のいる全ての世帯への訪問指導や乳幼児健診等を行い、身近な地域における切れ目のない支援を実施

里親支援の充実

- 国においては、家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホームへの委託を推進することとされているが、そのためには里親手当等、金銭面の支援の充実が必要。
- 特に、ファミリーホームについては、児童養護施設等と比較して措置費単価が低いこと、また、事務費の支給方法が定員払いではなく現員払いであることから、運営が不安定化しやすいため、改善が必要。

本市の取組

- 里親委託されている子どもについて、新規委託に係る支度金の上乗せ支給や措置費で支給されない経費の補助を独自に実施
- 乳児院・児童養護施設の里親支援専門相談員と里親支援機関及び児童相談所職員による定期的な連絡会議開催や市内4ブロックでの里親サロン・広報活動等の実施

要望

- 各自治体での児童虐待防止対策における体制強化のための**十分な財政措置（地方交付税措置ではなく、実質的な補助）**
- 里親等への委託を着実に推進するための**措置費制度の充実**

医療的ケア児への支援の充実

現状・課題

<障害児通所施設>

- 医療的ケア児の受入れに必要な看護師等の配置が、障害児通所施設の設置基準上は必須とされていない。
- 「看護職員加配加算」は、①事業所に看護師等を配置し、かつ、②基準を満たす医療的ケア児を受け入れていることが条件となっており、看護師等を配置しただけでは加算の対象とならない。

<保育所等>

- 本市では、16人（本年9月時点）の医療的ケア児を民間保育所等で受け入れているが、国庫補助額が著しく低く、看護師配置に要する費用の大半を本市独自財源で賄っている。

・令和元年度 本市予算額：6,420万円 ・国庫補助額 約370万円

＜参考＞1自治体当たりの国庫補助単価：7,447千円

（補助率：国1/2、指定都市1/2）

※指定都市負担分（国庫補助単価の1/2）は交付税措置

また、補助率についても、子ども・子育て支援新制度に基づく財政負担割合（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）と比べ、指定都市に過大な負担を求めるものとなっている。

- 幼稚園については、医療的ケア児受入れのための国の補助制度がない。
- 訪問看護サービスを自宅で利用する場合は医療保険が適用されるが、保育所等で利用する場合は適用されないため、保護者の負担増に繋がる。

要望

- 障害児通所施設、保育所等へのニーズに応じた**十分な財政措置（補助単価の引き上げ、指定都市の負担割合の適正化、補助制度の創設）**
- 保育所等における訪問看護サービス利用への医療保険適用

幼児教育・保育の無償化の円滑な推進に向けた私立幼稚園への支援

現状・課題

- 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園においては、新たに保護者から提出された施設等利用給付認定申請書類のとりまとめや、全ての園児に係る毎月の領収証及び提供証明書の交付、市町村への提供証明書の提出、補足給付の管理といった膨大な事務が発生する。
- 増大する事務負担については、都道府県による私学助成のわずかな増額が検討されているのみであり、現場の負担に応えるものとなっていない。

要望

各園において専属の事務員が配置できるようにするなど**事務体制の構築に必要な財政措置**

貧困家庭の子ども達への支援のための取組

現状・課題

<本市の取組>

- 133の施策を掲げた「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」の策定
- 子どもの居場所づくり支援の取組が、より多くの地域で継続的に行われていくよう、開設に係る初期費用の一部を補助する制度の創設、事業の立上げや運営に関する相談支援・現地派遣を行うアドバイザー事業の実施など、きめ細かな支援を実施

さらに取組を進めていくためには・・・

子育て家庭への経済的な支援を中心とした各種の負担軽減策を各自治体において拡充していくため、国による支援が必要

要望

貧困対策の着実な推進のため、子どもの居場所づくりの取組など、**各自治体の取組に対する恒久的かつ十分な財政措置**

教員の働き方改革や少人数教育のための 人員配置の促進に対する財政措置等

【本市学校現場の状況】

- 文部科学省が行った勤務実態調査の結果同様、本市独自の調査においても、例えば、小学校で約3割、中学校で約6割の教員が月80時間を超える時間外勤務を行っている実態があり、これまでから教員の負担軽減に向け本市独自の取組を進めてきたが、依然多忙な状況が見られる。
- また、小学校2年生の35人学級については、「加配定数措置」による実施にとどまっており、「加配定数」は予算状況等により毎年度確実に措置されるとは限らないことから、小学校2年生における35人学級の実施は不安定な状況となっている。

【本市独自の取組】

- 本市では平成30年度を「働き方改革元年」とし、本市独自予算による小学校2年生での35人学級・中学校3年生での30人学級の実施をはじめ、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員等の配置、小学校専科教育の非常勤講師の配置拡大など先進的な取組を進めてきた。



課題

本市独自の取組だけでは限界があり、
更なる取組の推進には国の支援が必要

要望

- ① 教員一人当たりの授業時数や児童生徒数を減らすための、学級編制の標準の改定も含めた教職員定数の抜本的な改善
- ② 教員が本来の仕事に専念できるよう、スクール・サポート・スタッフを全学校園に1人以上（約300名）、部活動指導員を中・高等学校に各校1～3人以上（約200名）に配置拡大
- ③ 教員の持ち授業数軽減とそれに伴う授業準備の充実のため、小学校専科指導教員の配置拡充
- ④ 小学校2年生における35人学級の早期法制化

効果

- 教員が子どもと十分に向き合い授業改善等に取り組むことで、質の高い教育を実践
- 教員が心身共に健康でいきいきと働くことができる環境整備

学校施設・設備（ICT環境、エアコン、ブロック塀等）の充実・更新に対する財政支援

【ICT環境】

- 新学習指導要領では積極的にICTを活用することが想定され、国の整備方針では、授業展開に応じて必要な時に1人1台を可能とする環境を示されている中、本市において、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数は、5.2人（全国平均5.4人）である。
- ICT機器の整備には莫大な費用が必要になるほか、運用・維持、更新にかかる多額の後年度負担が財政の硬直化につながることから、自治体の負担が大きい。

【エアコン】

- 本市では、平成18年度までに市立学校全普通教室の冷房化を完了している。しかし、昨今の猛暑を受け、特別教室への空調整備が急務となっていることや、設置後20年以上経過した機器の老朽化が目立つことから今後莫大な費用が見込まれる。
- 特別教室への新設や空調設備更新については依然優先的な採択項目とされず、計画的な整備が非常に困難である。

【ブロック塀等】

- 国土強靭化のための緊急対策として3箇年限定で予算措置されたが、令和3年度以降の継続措置については未定である。
- ブロック塀の倒壊防止対策や屋根の改修等については、安全対策として緊急的に着手したものであっても、文部科学省の補助事業採択前に契約した場合や、設置年度が不明で、設置当時の建築基準法への適合性が明らかでない場合は、現行補助の対象外となっている。

要望

- ① 現在、一定の地方交付税措置はなされているが、ICT環境整備を確実に進めることができるように、新規導入時に加え、運用・維持も対象とした補助制度の創設
- ② 計画的な特別教室への空調新設や老朽化した空調設備の更新に向けた、採択数の増加や補助率の引き上げなどの補助制度の拡充
- ③ 今後計画的に撤去や予防保全を進めることができるよう、学校施設の防災機能強化事業に係る継続的な予算措置や補助対象の拡大、財政支援の遡及適用などの支援の拡充

2 市民生活と観光が調和する持続可能な観光都市の実現に向けた支援の充実

近年の外国人観光客の急増等に伴い、京都市域において、観光客のマナー問題や、一部の観光地での混雑等の問題が喫緊の課題として生じています。

京都市では、これまでからも、違法「民泊」の根絶をはじめ、市民生活と観光の調和を大前提に、地域経済の振興や市民生活の豊かさの向上につなげることに重点を置きながら観光政策を進め、住む人も訪れる人も気持ちよく共存できるよう、様々な施策を開拓してきましたが、本年5月には新たに「市民生活と調和した持続可能な観光都市」推進プロジェクトチームを府内に立ち上げ、現在、全力を挙げて取り組んでいるところです。

「観光立国・日本」の実現への牽引役を果たす京都、そして、全国各地の観光地での同様の課題解消に向けた取組を一層効果的に進められるよう、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 発地・着地における外国人観光客に対する日本の習慣・制度やマナー、手ぶら観光等の統一的な周知・啓発活動の強化
- (2) A I 等を活用した混雑対策の取組等への支援
- (3) 違法「民泊」の根絶及び「民泊」の適正な運営の確保に向けた、国における指導監督の徹底、地域の実情を踏まえた法制度への見直し等

(観光庁)

本市の取組

近年の外国人観光客の急増等に伴い生じている、観光客のマナー問題、一部の観光地の混雑、違法「民泊」等の問題の解消に向け、府内にプロジェクトチームを立ち上げ、次の施策等に取り組んでいる。

＜マナー対策等＞

- 外国人観光客等への日本・京都のマナーや習慣などの周知・啓発活動を次のとおり実施
 - ・トリップアドバイザー等と連携した、リーフレット（「京都のトリセツ」）の作成、ホームページ上の周知、L C C 機内誌へ啓発記事の掲載
 - ・国の実証事業を活用した祇園町南側地区でのスマホへのプッシュ配信等による周知・啓発
 - ・旅行業界等へのマナー啓発に係る協力要請
 - ・「ENJOY RESPECT KYOTO」ステッカー作成及びマナー動画の作成
 - ・ホームページ「Hands Free Kyoto」の開設及び手ぶら観光PR動画作成・発信 等



＜一部の観光地の混雑対策＞

- 京の七夕、京都花灯路、朝・夜観光、とっておき京都プロジェクト※など、時期・時間・場所の3つの集中の分散化の取組を実施
※ 新たな観光の魅力づくりにつなげるため、伏見、大原、山科等の場所の分散化の取り組み活動

＜時期の分散化の取組による効果＞



- さらに、国の実証事業の成果を踏まえ、今年度からは、スマホの位置情報、天気、曜日、時間等のビッグデータを基に、AIを活用した観光快適度の予測による分散化事業を実施

＜違法「民泊」対策＞

- 平成29年度から「民泊」対策の専門チームを設置し、平成31年4月1日からは46名の専任職員を配置するなどの更なる体制強化により、違法「民泊」の根絶や、宿泊施設の適正な運営の確保の取組を充実して実施

- 平成28年4月から令和元年9月末日までに本市に無許可営業疑いの通報があった2,583施設のうち、99%に当たる2,564施設について営業中止等に。

- 京都市「民泊」対策等連絡協議会を設置し、京都府警察と宿泊施設に関する情報共有など連携を図る中で、実際に検挙する事例も出てきている。

こうした対策を更に推進・拡大していくために・・・

要望

- ① 発地・着地における外国人観光客に対する日本の習慣・制度やマナー、手ぶら観光等の統一的な周知・啓発活動の強化
 - ・J N T O 海外事務所、エアライン、空港や港湾などにおける、国を挙げたマナー啓発等の実施
 - ・各地域の実情に応じたマナー対策に活用できる財政支援制度の創設
- ② AI等を活用した混雑対策の取組等への支援
 - ・AIやICT、ビッグデータを活用した先進的な混雑対策の取組等に関する財政的支援
 - ・観光バス路上滞留の解消に向けたシステム構築への支援
- ③ 違法「民泊」の根絶及び「民泊」の適正な運営の確保に向けた、国における指導監督の徹底、地域の実情を踏まえた法制度への見直し等
 - ・国内外の仲介サイトの取締をはじめ、住宅宿泊仲介業者や住宅宿泊管理業者への指導・監督の徹底
 - ・住宅宿泊事業法について、更新制の許可制度の導入や、地域の実情を踏まえた柔軟な運用が可能となるような法改正も視野に入れた課題の検討、制度見直しの推進

(例) マナー啓発をはじめ、日本全体で持続可能な観光の実現を目指す取組として、「ENJOY RESPECT JAPAN (仮)」を実施

京都における観光を取り巻く諸課題への対応策として蓄積されたノウハウを、他地域での取組のモデルケースとして活用！

3 安心安全なまちづくりに向けた防災・減災対策の強化等

台風・豪雨など自然災害の多発・甚大化が今後も想定される中、災害から市民・事業者等の安心安全を確保する防災・減災の取組を更に進めるため、国における十分な財源確保等を求めます。

また、本年7月の京都アニメーション火災を受け、京都市では、緊急の対策チームを設置し、基礎自治体として、地域住民に寄り添った心のケア、ガソリン販売時の安全対策や市内各施設における防火管理の徹底等に取り組んでいるところです。国におかれても、引き続き、被害者等への必要な支援を行っていただくとともに、同様の犯罪の防止に向けた安全対策の強化等を図っていただくよう求めます。

提案・要望事項

- (1) 社会資本整備総合交付金等の十分な財源確保・拡充
- (2) 低コスト手法の早期普及等による着実かつ迅速な無電柱化の推進
- (3) 道路・公園の更なる防災機能強化
- (4) 局地的な集中豪雨等に備えた総合的な浸水対策の推進
- (5) 自然災害で生じた住宅被害に対する支援の拡充
 - ・ 令和元年台風第15号等における防災・安全交付金等を活用した特例的な自治体支援の恒久化及び被害規模の大きい平成30年度災害（大阪北部地震、台風第21号）への適用
 - ・ 被災者生活再建支援法における同一自然災害での全被災区域への法適用や半壊・一部損壊までの支援対象被害区分の拡大

京都アニメーション火災を受けて

- (6) ガソリン販売時の安全対策について、購入者の身分証確認等の制度化も含めた必要な対応の更なる検討・実行

社会资本整備総合交付金等の十分な財源確保・拡充

本市では、安心・安全で快適なまちづくりや未来の京都への先行投資による成長戦略を推進する様々な事業に、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を含めた、「社会资本整備総合交付金」、「防災・安全交付金」等を活用

しかし、内示額は、必要額を約36億円（内示率78.9%）下回っているため、安心・安全の確保など市民生活に必要不可欠な事業の進捗に遅れが生じている

社会资本整備総合交付金及び防災・安全交付金等の状況（令和元年度、単位：百万円、%）

事業区分	要望額	内示額	不足額	内示率
道路（新設、改築、のり面対策、橋りょう健全化対策、舗装修繕、無電柱化、自転車走行環境整備、通学路等における交通安全対策など）	5,003	3,009	1,994	60.1
都市再生整備計画事業	732	598	134	81.7
公園	815	521	294	63.9
河川	254	254	0	100.0
区画整理事業	343	306	37	89.2
住宅・建築物	4,541	3,481	1,060	76.7
古都保全・風致美観	244	186	58	76.2
下水道	5,044	5,044	0	100.0
合計	16,976	13,399	3,577	78.9

<道路新設>

安心安全の確保やまちの持続的な成長を支える、道路整備事業を進めている。

災害時の通行確保や渋滞の緩和を図る鴨川東岸線では、計画的な工事の進捗が図れず、事業の進捗に遅れが生じた。



現状



完成イメージ

鴨川東岸線(第三工区)整備

<公園整備の推進>

観光の拠点や市民スポーツ活動の受け皿となる公園、市民の憩いの場である街区公園などの整備を実施している。

必要な事業量に対して交付金の配分が不足しており、予算の平準化などの対応をしているが、事業の進捗が遅れている。



円山公園再整備



横大路運動公園再整備

<緑の空間整備>

景観向上やヒートアイランド現象の緩和、雨水流出抑制や水質浄化といった効果に加え、京都の庭園文化を継承する「雨庭」の整備等を進めている。

これらは街路樹の整備・育成管理と同様に、道路法上の「維持」に位置付けられ、交付金の対象外となっている。



雨庭整備

要望

国の財源（社会资本整備総合交付金、防災・安全交付金、文化庁補助金（歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業）等）の十分な確保と拡充が不可欠！

低コスト手法の早期普及等による着実かつ迅速な無電柱化の推進

現 状

本市では、幹線道路を中心に約 61 km の整備を行ってきたが、平成 21 年度以降、重点的に整備する路線の計画延長約 18km に対して、進捗は約 6km にとどまり、景観の保全・再生に資する道路、防災や安全・円滑な交通確保に資する道路とも、低コスト化が十分には進んでいないこと等から、無電柱化の事業進捗が遅れている。

京都市における無電柱化の進捗状況

(平成 31 年 3 月末現在)

管 理 者	京 都 市			国 土 交 通 省 (直 脇 国 道)			計 (km)
	景 観 系	幹 線 系	小 計	景 観 系	幹 線 系	小 計	
管路延長 (道路延長)	10.3 (9.2)	51.0 (33.3)	61.3 (42.5)	- (-)	42.8 (21.4)	42.8 (21.4)	104.1 (63.9)

課 題

平成 30 年 4 月、国において「無電柱化推進計画」が策定され、令和 2 年度までに全国で 1,400km の無電柱化を行うとの高い目標が掲げられた。これを受け本市においては、長期的な整備方針である「今後の無電柱化の進め方」、今後概ね 10 年間で整備を目指す道路を示した「実施計画」を策定した。

今後、これらに基づき無電柱化を一層推進していく必要があるが、

- ・ 計画的整備を進めるうえで、**安定的な財源が不可欠**
- ・ **景観に配慮すべき地区では、道幅が狭く、施工効率が下がるため、幹線道路に比べて無電柱化に多額の費用が必要**
- ・ 低コスト手法の更なる活用に向けて、**直接埋設方式に適した資機材の開発や運用基準を定めることなどが必要**
- ・ 無電柱化推進に向けて、**電線管理者による単独地中化の推進が必要**

本市の無電柱化の推進に向けた基本方針
「今後の無電柱化の進め方」

- ① 選択と集中による効果的な整備の実施
- ② 多様な整備手法の活用によるコスト縮減
- ③ 市民・事業者との協働による整備の推進

直接埋設社会実験（東一条通）

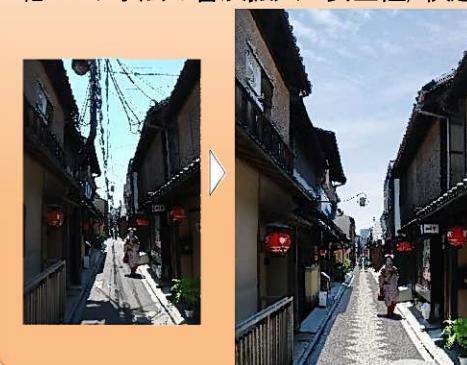


要 望

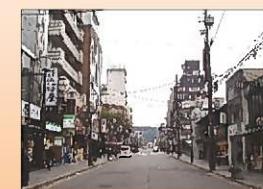
- ① 国における継続的かつ安定的な財源確保・配分
- ② 施工条件が厳しい景観地区等において事業促進を図るための補助率引上げなど補助制度の拡充
- ③ 直接埋設方式の導入に必要な資機材の開発など、電力事業者への技術開発の働きかけと、運用基準の策定など低コスト手法の普及促進
- ④ 國際観光旅客税(出国税)を活用した「観光地域振興無電柱化支援事業」の普及促進に向けた電線管理者への働きかけ
- ⑤ 国直轄事業における無電柱化事業の推進

効 果

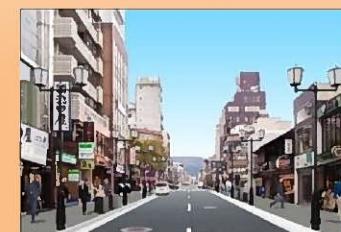
- ・歴史的な町並みの保全・都市災害の防止
- ・低コスト手法の普及拡大・安全性、快適性の確保



先斗町通イメージ



三条通イメージ (河原町通～三条大橋)



道路・公園の更なる防災機能強化

- ① 自然災害に備え、山間部における緊急輸送道路等の道路改築（バイパス整備、災害防除）や離合困難箇所の改善等を進めているが、道路改築や斜面対策は社会資本整備総合交付金による重点配分の対象ではないため、事業の進捗が遅れている。
- ② 昨年発生した台風第21号では、暴風に伴う倒木によって緊急輸送道路等が通行止めとなり、市民生活・社会経済活動に甚大な影響を与えたほか、数万件かつ長時間に及ぶ大規模な停電が発生した。倒木の除去に係る災害復旧事業のうち一定規模以上の道路への倒木などの要件を満たすものについては、当分の間、公共土木施設災害復旧事業の対象となり、国庫負担（※）としていただいた。しかし、今後も災害の際に同様の事態が起こることが懸念される。※ 倒木の除去費用として77,879千円を要し、うち51,945千円が国庫負担
また、公園の樹木の倒木のうち、避難場所に指定されている箇所や家屋隣接箇所、道路沿道箇所などの復旧は緊急を要するが、国庫負担の対象とされていない。

要望

道路・公園の防災機能強化に向け、以下の更なる支援が必要！

- ① 社会資本整備総合交付金の重点配分による財源の確保
- ② 災害復旧事業における道路への倒木処理に対する国庫負担の継続や街路樹の倒木処理等に対する要件緩和、公園の倒木処理に対する国庫負担の適用

改良が必要な山間部の道路



道路への倒木の状況



局地的な集中豪雨等に備えた総合的な浸水対策の推進

- 都市基盤河川整備及び下水道の雨水幹線等の浸水対策施設整備に対する十分な交付金措置の継続及び補助要件の緩和、排水機場の長寿命化対策に係る補助要件の緩和

- ① 近年多発する局地的な集中豪雨等に対応するため、都市基盤河川の改修や市街地における浸水対策施設整備を推進する必要がある。
- ② 京都市は13箇所の内水排除のための排水機場を管理しているが、建築物及び機器共に老朽化が激しく、その対策が喫緊の課題。しかし、国の補助制度は一級・二級河川に係る排水機場のみが対象となっている。

要望

- ① 都市基盤河川の改修や下水道の雨水幹線等の整備による市街地における浸水対策への十分な交付金措置の継続、補助要件の緩和
- ② 準用河川等の排水機場についても、一級・二級河川に排水する大規模な排水機場を対象に加える補助要件の緩和

○ 桂川における治水対策の着実な進捗と景観等に配慮した対策の実施

桂川では、平成25年台風第18号による被害を受け実施した緊急治水対策として、河道掘削や井堰の撤去等を速やかに実施いただいた結果、一定の水位低減効果が見られているが、更なる治水対策を推進する必要がある。

要望

引き続き、桂川における治水対策を着実に進めるとともに、とりわけ、史跡・名勝である嵐山地区では景観等に最大限配慮し、安全と文化財保全を両立した治水対策の速やかな実施

4 山林における倒木対策や災害に強い森林づくりのための支援制度の拡充等

平成30年9月の台風第21号により、これまでにない風倒木被害が発生しました。とりわけ、市民生活等に大きな影響を及ぼす公道沿い等（公道や鉄道路線等の重要なインフラ沿い、民家裏等）での被害が顕著となっており、現在多くの倒木が残る中、二次災害防止のため、一日も早い対策が不可欠となっております。

被災地域が一日も早い復旧を果たすとともに、将来にわたり、市民の安心・安全な生活環境を確保するため、山林における倒木対策や災害に強い森林づくりの取組に対し、次のとおり重点的な支援を求めます。

提案・要望事項

- (1) **倒木処理の推進、被害森林の復旧に向けた森林整備事業に係る十分な財源確保・配分**
- (2) **市民生活等に大きな影響を及ぼす公道沿い等における倒木処理時の安全対策等に対する支援制度の創設**
- (3) **中低木を含めた多種多様な樹種の植栽を可能とする補助制度の拡充**

(林野庁)

山林における倒木対策や災害に強い森林づくりのための支援制度の拡充等

現状

- 平成30年9月の台風第21号により、これまでにない風倒木被害(実被害面積:252ヘクタール)が発生
- とりわけ、市民生活等に大きな影響を及ぼす公道沿い等(公道や鉄道路線等の重要インフラ沿い、民家裏等)での被害が顕著
- 現在も多くの倒木が残る中、二次災害防止のため、一日も早い対策が不可欠
- 地域住民の生活道路である山地部の狭あいな道路沿いや鉄道線路沿い、民家裏での風倒木の処理については、作業中に倒木や土砂が落下しないよう、通行者や民家等への安全確保が必要であり、また、線路を跨ぐ作業には、林業機械を搬出入するための仮設道等の整備も不可欠
- 森林の再生については、同じ被害を繰り返さないために、災害に強い多様な樹種による森林への誘導が必要



公道沿いの風倒木被害地

本市の取組

- 早期の復旧を進めるため、倒木処理や森林再生に向けた森林整備事業に係る本市補助率を増高
- 公道沿い等で倒木処理を安全に進めるため、国の補助対象とならない作業時の安全対策に対する支援制度を創設
- 倒木被害地の再生に関する有識者会議を設置・議論のうえ、同様の被害の防止に向けた、災害に強い森づくりに係る指針を策定

警備員配置や倒木落下防止柵の設置など、倒木処理作業時の通行者等への安全対策に要する経費の一部を支援
【補助率：95%以内】

課題

- 倒木処理や森林再生には、国の森林整備事業の活用が不可欠となっており、国において継続して予算が確保され、本市へ配分されないと、進捗に支障をきたす。
- 倒木処理作業時の安全対策や鉄道線路沿いにおける林業機械の搬出入道路の整備をはじめ、倒木処理に至る準備工事は必要不可欠であるものの、国の補助対象になっていない。
- 災害に強い森林づくりには、多種多様な樹木の根を深く広い範囲に発達させて土砂移動を抑制することが重要である。また、特に注意が必要な公道沿いでは、倒れにくい中低木を植栽することも必要である。そのため、国の補助対象とならない中低木を含めた樹種の植林に対して、国補助制度による支援が不可欠である。



安全対策の例（鋼矢板）

要望

- ① **倒木処理の推進、被害森林の復旧に向けた森林整備事業に係る十分な財源確保・配分**
- ② **市民生活等に大きな影響を及ぼす公道沿い等における倒木処理時の安全対策等に対する支援制度の創設**
- ③ **中低木を含めた多種多様な樹種の植栽を可能とする補助制度の拡充**



多様な樹種による再生の例

5 老朽化した水道・下水道施設の更新や耐震化の推進

公共下水道事業は、市民生活や社会経済活動を守り、安定的に公衆衛生や公共用海域の水質を保持するため、今後も継続して施設の改築、耐震化及び浸水対策等を強力に推進する必要があります。

また、水道事業では、災害発生時においても安全・安心な水道水を利用できるようとするため、今後も老朽化対策及び耐震化を強力に推進する必要があります。ライフラインとしての機能を安定的に維持するため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

公共下水道事業

- (1) 公共下水道事業における現行の国庫補助制度の継続・拡充
- (2) 大阪湾をはじめ公共用海域の水質保全・向上を図るため、下水道施設の整備を着実に進められるよう、公害財特法（令和2年度末までの期限法）に基づく交付税措置の延長

水道事業

- (3) 水道施設の老朽化対策及び耐震性の向上に対する、国の財政支援制度における採択基準の拡充及び国費率の引上げ
- (4) 非常用電源設備の設置をはじめとした旧簡易水道施設整備に対する国庫補助制度の拡充等

(総務省、厚生労働省、国土交通省、環境省)

公共下水道事業

現状・課題

- 老朽化した下水道施設の増大による大規模更新の時期が到来するため、**国の継続的な財政支援が不可欠**
- 市民生活や社会経済活動を守り、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全等のために、**今後も継続して施設の改築、耐震化及び浸水対策等を強力に推進する必要がある。**



<公害財特法に基づく交付税措置が令和2年度末に終了予定>

- 本市は、琵琶湖・淀川水系の中流域に位置する大都市として、下流域に位置する都市の水道水源や、大阪湾の水環境を保全するうえで重要な役割を担っている。
- 本市を含む京都地域では、京都府において、環境基本法に基づく「公害防止計画」の一部として、公害財特法に基づく「公害防止対策事業計画」を定め、環境大臣の同意を得ることで、**交付税措置を受けて大阪湾の水質汚濁の改善に努めてきた。**
- しかし、未だ大阪湾の水質は計画に定める目標には達しておらず、**引き続き公共用水域の水質保全・向上のために下水道施設の整備を進める必要がある。**
- 公害財特法の期間が延長されない限り、30年かけて影響額が拡大し続け、最大で**交付税が約△24億円／年減少**し、本市財政に大きな影響を及ぼす。

要望

- 公共下水道事業における現行の国庫補助制度の継続・拡充
- 公害財特法（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律）に基づく交付税措置の延長

水道事業

現状・課題

- 老朽化した水道施設の計画的な改築更新には莫大な事業費が必要となるが、「水道管路緊急改善事業」において、対象施設は導水管、送水管及び配水管であり、**配水支管が除外されている。**
- 平成29年4月に統合した山間地域の旧簡易水道施設では、平成30年台風第21号の影響によって、**広範囲で、長期間にわたり停電となり、浄水場やポンプ施設の機能が停止したため、複数の地域で配水池の水がなくなり、断水が生じた。**

<水道配水管の更新事業費等>

項目	年度 2019 (予算)	2020 (計画)	2021 (計画)
更新延長 (km)	56.2	58.2	58.4
更新率 (%) *	1.4	1.5	1.5
事業費 (百万円)	10,150	10,840	10,830

*各年度の更新延長／配水管全体の延長

要望

- 水道施設の老朽化対策及び耐震性の向上に対する、**国の財政支援制度における採択基準の拡充及び国費率の引上げ**
- 非常用発電設備の設置をはじめとした旧簡易水道施設整備に対する国庫補助制度の拡充等

6 市民の暮らしとまちを支える市バス・地下鉄事業への支援

全国的にバス運転士や整備士の担い手不足が深刻化している中、本市の市バス事業においても、担い手確保のための大幅なコスト増が避けられない状況です。

また、地下鉄事業では、事業の根幹である「お客様の安全・安心」を最優先に、現在、国においても推進されている可動式ホーム柵の烏丸線全駅への設置に向け、具体的計画を策定しているところです。

さらに、両事業とも、今後、既存の車両や設備の更新等にも多額の費用が必要となるなど、厳しい経営が見込まれる中、将来にわたり安定的に運営していくため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

(1) バス運転士や整備士の担い手不足に対応するための支援

- ・ バス運転士や整備士の多様な担い手確保・育成のための支援
- ・ 自動運転などの次世代技術の実用化に向けた開発の促進

(2) 烏丸線への可動式ホーム柵の設置促進に対する支援など、地下鉄事業に対する財政措置の拡充

- ・ 烏丸線への可動式ホーム柵の設置促進に対する支援
- ・ 鉄道施設の改修・更新事業に対する補助制度の拡充
- ・ 駅設備等における低炭素化に資する事業への補助対象の拡充及び要件緩和

(総務省、厚生労働省、国土交通省)

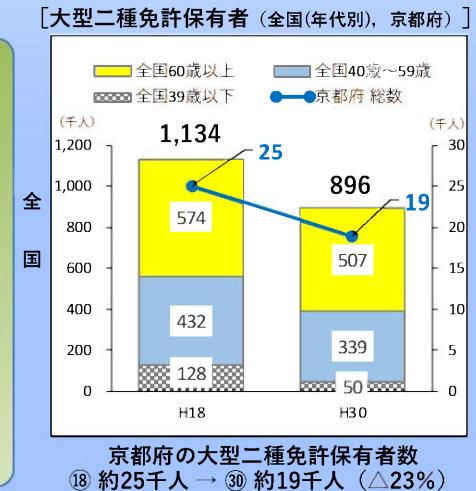
(1) バス運転士や整備士の担い手不足に対応するための支援

現状・課題

全国的な大型二種免許取得者の減少等に伴い、バス運転士や整備士の担い手が不足！

- ・担い手不足の影響等による大幅なコスト増の中でも、バス運転士を確保するため、大型二種免許「未」取得者を対象とした採用試験を実施し、採用試験合格後の免許取得に要する費用を市が全額負担する等の取組により、市バス路線の維持に努めている。
(免許未取得者の採用数 H29：4人、H30：35人、R1：約90人(予定))
- ・さらに、今後の車両更新等に多額の費用が必要となるなど、極めて厳しい経営状況

経営環境が大きく変化する中、将来にわたって安定的に路線バス事業を継続していくため、
・バス運転士や整備士の多様な担い手の確保・育成が必要！
・自動運転などを活用したバス車両の実用化に期待！



要望

- ① バス運転士や整備士の多様な担い手確保・育成のための支援
 - ・大型二種免許や整備士資格の取得費用に係る個人給付金の確保
 - ・女性が働きやすい環境整備や担い手の育成を実施する事業主に対する補助金の創設
- ② 自動運転などの次世代技術の実用化に向けた開発の促進

(2) 可動式ホーム柵の設置促進に対する支援など、地下鉄事業に対する財政措置の拡充

市民の暮らしとまちを支える地下鉄

1日当たりのお客様数は39万7千人、市民生活と都市活動を支える、市内鉄道輸送の56%を担う交通の大動脈。



将来にわたり安定的に「市民の足」としての役割を果たしていくことが必要！

経営健全化団体脱却後も厳しい経営状況

財政状況（30年度決算）

借入金残高 3,529億円、累積資金不足額 314億円

公営地下鉄事業者で最大！

大きな財政負担

・今後10年間で、車両や設備の更新時期到来等により 740億円もの所要経費を見込む（経営健全化期間中の所要経費は420億円超）

※烏丸線全駅に可動式ホーム柵を設置する場合、更に100億円規模の事業費が必要

・経営健全化が着実に進むものの、今後、累積資金不足が増加し、引き続き、厳しい経営見通し！

烏丸線における転落件数（過去5年間）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	合計
件数	5(0)	5(0)	5(0)	5(0)	2(0)	22(0)

※ () 内は死亡件数

将来の最大額は 726 億円の見込み
※可動式ホーム柵の全駅設置で最大額は更に増加

要望

- ① 烏丸線への可動式ホーム柵の設置促進に対する支援
 - ・補助制度の拡充と安全かつ低コストな技術開発の促進
- ② 鉄道施設の改修・更新事業に対する補助制度の拡充
- ③ 駅設備等における低炭素化に資する事業への補助対象の拡充及び要件緩和

死亡事故につながりかねない転落事故を防ぎ、安全性向上に大きく寄与！

7 文化庁の全面的な京都移転を契機とした文化の力による全国の地方創生、文化芸術の振興

文化庁の全面的な京都移転を契機とした文化の力による全国の地方創生、文化芸術振興の推進や、日本の文化力の更なる向上と世界への発信により、新たな日本の未来を切り拓くため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 「新・文化庁」の下で文化を基軸とした国づくりを進めるための、文化庁の機能・組織体制の更なる強化及び予算の抜本的拡充
- (2) 新たな文化行政を推進するための、文化庁地域文化創生本部の取組の拡充及び文化庁移転に関する取組の発信力の強化
- (3) 文化関係独立行政法人(国立文化財機構、国立美術館、日本芸術文化振興会)の効果的な広報発信・相談機能の京都設置に向けた検討の加速
- (4) 日本人の美意識・価値観を国内外にアピールする「日本博」の京都での幅広い展開
- (5) 日本のマンガ文化の総合拠点「京都国際マンガミュージアム」の「MANGAナショナル・センター(仮称)」としての位置付け

(内閣官房、文化庁)

(1) 文化庁の機能・組織体制の更なる強化及び予算の抜本的拡充 (2) 文化庁地域文化創生本部の取組の拡充及び文化庁移転に関する取組の発信力の強化

文化立国の実現に向けた文化政策の更なる推進

- 令和2年度文化庁概算要求 1,275 億円（対前年度比 119.5%）
うち、地域文化創生本部関連 53 億円（対前年度当初比 111%）

諸外国との文化予算の比較（2018 年度）	日本：1,077 億円（国家予算の 0.11%）	フランス：4,626 億円（国家予算の 0.93%）
	韓国：2,876 億円（国家予算の 1.14%）	

（出典）2018 年度文化庁委託事業「諸外国の文化政策等の比較調査研究事業報告書」

○令和2年度文化庁組織改正要求

博物館振興課、参事官（食文化担当）の新設

○文化芸術基本法（平成 29 年 6 月施行）

- ・文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込む。生活文化に食文化が追加

○文化庁組織の抜本的改編（平成 30 年 10 月）

- ・縦割りを超えた開放的・機動的な文化芸術政策集団を形成

文化庁の京都への全面的移転の確実な実行

平成 28 年 3 月 「政府関係機関移転基本方針」の決定

文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転することが決定

平成 28 年 4 月～「文化庁移転協議会」（計 6 回）による取りまとめ

- ・本庁の京都に長官、次長を置き、規模は文化庁職員の 7 割
- ・本庁においては、国会対応、外交関係、関係府省庁との連携調整等に係る政策の企画立案業務及び東京で行うことが必要な団体対応等の執行業務を除くすべての業務を行う
- ・場所は現京都府警察本部本館及び新行政棟の一部
- ・遅くとも 2021 年度中の移転を目指す

○京都における文化庁の受入環境の整備

- ・先行移転の地域文化創生本部への協力
- ・本格移転先庁舎の設計に着手済
⇒本市も京都府とともに対等に責任を果たす
- ・地元経済界からの支援を含め、継続的な連携・協力

要望

文化による経済活性化や観光振興、生活文化の振興を始め、文化を基軸とした国づくりを進めるため、

- ① 文化庁の機能・組織体制の更なる強化及び予算の抜本的拡充！※博物館振興課、参事官（食文化担当）の京都への設置
- ② 地域文化創生本部が実施する事業の拡充及び文化庁移転に関する取組の発信力の強化！

(3) 文化関係独立行政法人（国立文化財機構、国立美術館、日本芸術文化振興会）の広報発信・相談機能の京都設置の検討の加速

「文化財活用センター」（国立文化財機構が東京国立博物館内に平成 30 年 7 月設置）

事業：文化財に親しむためのコンテンツの開発とモデル事業の推進

文化財のデジタル資源化の推進と国内外への情報発信・保存等に関する相談・助言・支援 など

要望

- ① 文化財活用センターの京都移転の検討及び文化財デジタル資源の活用・産業化推進
- ② 京都への設置効果を検証するための先行的事業の実施

8 国立京都国際会館における多目的ホールの、 5,000人規模への拡張整備の早期実現

国立京都国際会館において、グローバルスタンダードといわれる5,000人規模の整備を目指す多目的ホールが、まずは2,500人規模で平成30年10月にオープンいたしました。これまでの国の大変な御理解・御英断に大変感謝申し上げます。

今後、国立京都国際会館が、日本の文化振興・文化交流・世界への発信に、より一層大きな役割を果たすためにも、国際競争に立ち向かうことができる5,000人規模施設への早期拡張を求めます。

提案・要望事項

国立京都国際会館における多目的ホールの、5,000人規模への 拡張整備の早期実現

(財務省、国土交通省)

現状

最低でも 5,000 人が収容できる会議場と、それに見合う展示ができる多目的ホールを備えていることが国際会議のスタンダード

◆ 国内外の主要な国際会議場の状況

都市名	会議場名等	メイン会議場等 収容人数	メイン展示場等 面積
京都市	国立京都国際会館	1,840 人	3,000m ² + 多目的ホール 2,000m ²
福岡市	福岡国際センター・マリンメッセ	6,000 人	9,100m ²
横浜市	国立横浜会議場（パシフィコ横浜）	5,000 人	20,000m ²
東京都	東京国際フォーラム	5,000 人	5,000m ²
シンガポール	シンガポール国際会議・展示場	12,000 人	12,000m ²
ソウル	コエックス会議・展示センター	7,000 人	10,000m ²
メルボルン	メルボルン国際会議場	5,500 人	30,000m ²

- ・ 国立京都国際会館は、国内でも小規模な展示場
- ・ メイン展示場である「イベントホール」と「多目的ホール」は別棟
- ・ 現行の展示場面積では国際競争に立ち向かえない

◆ スペース不足により海外との競争に敗れ、海外の国際会議場が誘致に成功した国際会議

開催年	都市名	会議名	求められる施設・規模
2020	シンガポール	ITI 国際インプラント会議	4,000 人収容できるホールが必要
2023	ミラノ	国際歯科研究学会	3,000 人収容できるホール、展示スペース 9,500 m ² が必要

◆ スペース不足により会議主催者に負担をかけた事例

開催年	会議名	事例
2019	世界博物館会議 (ICOM) 京都会議 (4,590 人)	スペース不足から、急きょアネックスホールを講演会場でなく展示会場として使用することとなったため、国際会館で開く予定だった分科会が玉突きで他施設に押し出される形となり、参加者はバスや地下鉄での移動を余儀なくされた。(90 セッション中 24 セッションが他施設での開催) また、本来昼食会場として使用する部屋も分科会会場として使用されたため、昼食を食べる場所がなく、空きスペースに座り込んで食事を取る光景も見られた。

要望

国際社会の日本・関西への注目の高まりにより、国際会議の受け入れの増加が見込まれる今

○東京オリンピック・パラリンピック（2020 年） ○ワールドマスターズゲームズ（2021 年） ○大阪・関西万博（2025 年）等

日本の文化振興・文化交流・世界への発信に、より一層大きな役割を果たすため、

国際競争に立ち向かうことができる 5,000 人規模施設への早期拡張を求めます！！

効果

◆ 京都への誘致が期待される国際会議が増加します

開催年	会議名	求められる施設・規模
2024	第 8 回世界自然保護会議	3,000 人収容できるホール、メディアセンター 3,500 m ² 、展示 100-200 ブース
2025	第 29 回国際腎臓学会	3,000 人収容できるホール、展示スペース 10,000 m ² が必要
2027	第 60 回アジア開発銀行年次総会	多目的スペース 6,700 m ²

⇒ 拡充により、海外で開催してきた国際会議を京都へ誘致

観光庁から選定いただいたグローバル MICE 都市として、

◆ 日本国力向上、観光立国の実現に大きく寄与します

－ 国立京都国際会館は日本文化の神髄を体现した国内唯一の施設 －

国際会議のために国立京都国際会館を訪れる海外の要人等が「京都らしい設え」に触れること、また、国際会議の前後に、様々な「日本文化の神髄である京都の文化」に触れることにより、国際社会における日本に対する理解はより一層深まることとなります。

海外で開催してきた国際会議の京都への誘致は、必ずや日本の大きな強みとして国益につながると確信しています。

9 京都・近畿の活力あるまちづくりのための、 交通利便性の高い市街地に所在する国有地の活用の検討

施設の現在地への移転から半世紀以上が経過し、宅地化や交通利便性の向上など、周辺環境が著しく変化する中で、京都のみならず、未来の近畿の発展にとって大きな可能性を有する国有地について、我が国の方創生を推進する観点から、施設の移転をはじめとした有効活用の検討を具体的に進めていただけるよう、求めます。

提案・要望事項

京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、
京都刑務所（山科区、敷地10万7千m²、地下鉄柳ヶ瀬駅徒歩5分）、
京都拘置所（伏見区、敷地2万7千m²、近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）、
京都運輸支局（伏見区、敷地2万m²、近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）
など、国有地の有効活用の検討

（法務省、国土交通省）

国有地の活用の検討

京都刑務所（現在地への設置から 90 年以上が経過）

- ① 施設の移転当時、周辺地域は田畠であったが、その後、宅地化が進み、更に山科駅前地区第一種市街地再開発事業の実施等による都市環境の向上もあり、現在は典型的な近郊住宅地に変貌。
 - ② 地下鉄東西線（平成 9 年）、第二京阪道路（京都高速油小路線。平成 23 年）の開通、新十条通（稻荷山トンネル）の開通（平成 20 年）・無料化（平成 31 年）により、交通利便性が格段に向上了。
- ※地下鉄柳ヶ瀬駅徒歩 5 分



京都刑務所敷地の活用を核とする 未来の山科のまちづくり戦略（平成 31 年 2 月策定）

策定に当っては、

- 学識経験者、地元大学、地元経済界、市民等で構成する「山科の未来を語る懇談会」で議論
 - 刑務所が立地する山科区の全 13 学区の自治連合会会長への「説明会」で意見交換
 - 市民意見募集（パブリック・コメント）を実施
⇒ 487人の市民等から、895件の意見が寄せられる
- 約 7 割の方が戦略に肯定的な意見**



- ① 多くの市民等の夢と希望、情熱が込められた戦略を策定！
- ② 刑務所敷地に【居住】、【新産業・働く場】、【学び・交流】、【文化・ものづくり・観光】のうち、複数の機能・施設を導入する活用案！

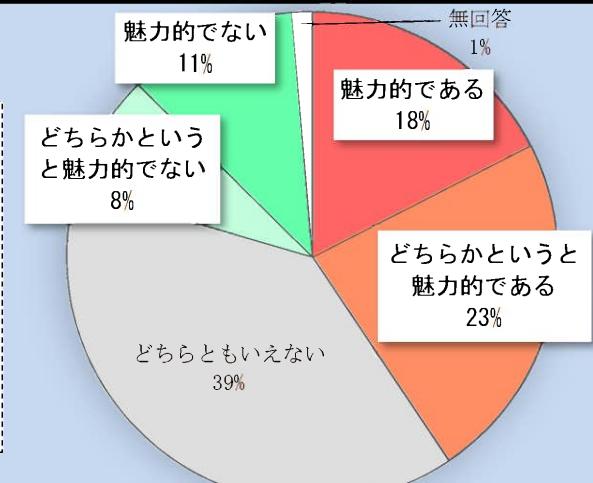
京都拘置所及び京都運輸支局（現在地への設置から 50 年以上が経過）

- ① 当該地を含めた周辺地域を「らくなん進都」と位置付け、世界を舞台に活躍する企業をはじめ、ものづくり企業等の立地誘導を推進中。
 - ② 地下鉄烏丸線の延伸（昭和 63 年）や第二京阪道路（京都高速油小路線。平成 23 年）の開通により、交通利便性が格段に向上了。
- ※近鉄上鳥羽口駅徒歩 5 分、地下鉄くいな橋駅徒歩 5 分



施設周辺事業者の声

「京都拘置所及び京都運輸支局が移転した場合、跡地について、産業用地としてどう評価されますか」という設問に対して、「魅力的である」又は「どちらかというと魅力的である」と回答した企業は約 4 割であり、「魅力的でない」又は「どちらかというと魅力的でない」と回答した企業（約 2 割）を大きく上回った。



＜京都拘置所敷地及び京都運輸支局敷地に係るアンケート調査＞

将来の京都・近畿の発展、我が国の方針創生を推進するため、これらの国有地の施設移転をはじめとした有効活用の検討を！

10 京都経済の持続的な成長の促進や、京都の強みをいかした成長産業等への支援

京都では、明治以降、時代を先取りしたベンチャーが次々と生まれ、切磋琢磨しながら数多くのグローバル企業に成長してきました。京都経済が持続的に成長するためには、こうした企業が京都で活躍し続けることを支援するとともに、新たな京都産業の担い手となるスタートアップを生み出す必要があります。

「スタートアップの都・京都」として、創造的な企業や大学、ベンチャーキャピタル、アクセラレーターなど、スタートアップを生み出すために必要な要素が集積し、エコシステムを形成することへの支援を求めます。

また、「地方拠点強化税制」のうち、「拡充型」については、本市の既成都市区域が、現在も対象外となっているとともに、本制度は今年度までの時限措置とされています。しかし、地方の持続的な成長の促進や、活力ある日本社会を維持していくために、来年度以降も継続していただくとともに、現在の実態を反映した区域設定の見直しを行い、本市全域を優遇対象地域とすることを求めます。

提案・要望事項

- (1) スタートアップ・エコシステムの形成に向けた支援の充実
- (2) 地方の持続的な成長を促進し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するための「地方拠点強化税制」の継続及び拡充型の本市全域への優遇対象拡大

(内閣官房、内閣府、経済産業省)

スタートアップ・エコシステムの形成に向けた支援の充実

現状・課題

- 伝統と革新の融合によるイノベーションを繰り返してきた京都。島津製作所やオムロンなど、先進的なベンチャー企業の創業者と共に、平成9年度に「ベンチャー企業目利き委員会」を設置し、将来性のあるベンチャーを発掘・支援しており、その中から、勢いのあるスタートアップや上場企業を輩出している。
- 京都は38の大学・15万人の学生が集う学生のまち。留学生も数多く、スタートアップを生む潜在力は非常に高い。中でも、大学シーズを活用した新事業創出に力を入れており、とりわけライフサイエンス分野では、京大と連携した大学発ベンチャーの創出に取り組んでいる。
- こうしたイノベーションを生み育てる京都の土壤に、歴史・伝統・文化の魅力も相まり、近年、LINE・パナソニック等の研究施設や、フェニクシー・Plug and Play等のアクセラレーターが拠点を構えたことに加え、オープンイノベーションやスタートアップの支援拠点となる京都経済センターの開設や、地元金融機関と連携したファンドの立ち上げにオール京都体制で取り組んでおり、大学や企業等との連携を図りながら、スタートアップを育む新たなエコシステムが構築されつつある。
- これに加え、アートとテクノロジーの融合によるこれまでにないイノベーションの創出により、オール京都で「スタートアップの都・京都」を実現するとともに、大阪や神戸等との連携により、より幅広いプレイヤーの集積を促し、スタートアップ創出に向けた取組を進化させていく必要がある。

要望

- 世界への情報発信、インキュベーター・アクセラレーター・起業家・投資家等の京都への誘致
- スタートアップへの支援事業や資金調達等の強化

メガベンチャー・スタートアップ
研究開発拠点の進出

LINE Panasonic

Money Forward sansan

相次ぐスタートアップ
支援拠点の開設

KYOTO
MAKERS
GARAGE

京都市が MakersBootCamp(ハードウェアスタートアップのアクセラレーター、VC)等と連携し、オープンイノベーションの拠点を設立

Phoenixi
Super Ecosystem

大企業発のユニコーン創出を目指すインキュベーター、VCの京都への誘致。社会課題解決型ユニコーンの創出のためのアクセラプログラムを実施

PLUGANDPLAY
JAPAN

2千社以上の支援実績のある、
グローバル・ベンチャーキャピタル/アクセラレーターの京都進出

地方拠点強化税制の対象地域の見直し等

現状・課題

- 「地方拠点強化税制」については、平成30年の地域再生法改正により、三大都市圏の既成成都市区域(本市市街地のほぼ全域を含む)が、新たに「移転型」の税優遇対象になったが、「拡充型」については、引き続き対象外となっている。
- 税優遇対象外の地域は、近畿圏整備法制定当時の国勢調査(昭和35年)の人口集中地区人口を基に設定されており、現在の都市の実態は未反映。
- 本市には、まとまった敷地を有する企業(株島津製作所やローム株等)が立地しており、新築や建替の需要が期待されるが、地域再生法の施行以降に市外へ転出した事例が見受けられる。本市が税優遇の対象外であるため、今後も企業の減少傾向に歯止めがかかるないおそれがある。

(参考)政令指定都市の人口推移

昭和35年(1960年)		
順位	都市名	総人口(人)
1	大阪市	3,011,563
2	名古屋市	1,697,093
3	横浜市	1,375,710
4	京都市	1,295,012
5	神戸市	1,113,977
6	北九州市	986,401
7	福岡市	682,365
8	川崎市	632,975
9	札幌市	615,628
10	広島市	590,972

平成27年(2015年)		
順位	都市名	総人口(人)
1	横浜市	3,724,844
2	大阪市	2,691,185
3	名古屋市	2,295,638
4	札幌市	1,952,356
5	福岡市	1,538,681
6	神戸市	1,537,272
7	川崎市	1,475,213
8	京都市	1,475,183
9	さいたま市	1,263,979
10	広島市	1,194,034

要望

- 「地方拠点強化税制」の継続
- 拡充型については、市内全域が対象となるよう、最新の人口動態等を考慮した区域設定へ見直し

1 1 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築

渋滞の解消や災害時におけるリダンダンシーの確保（ネットワークの多重化）等、将来の京都市の発展にとって真に必要な広域的な道路ネットワークの構築のため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 国が実施する渋滞対策の調査結果を踏まえた堀川通の機能強化（バイパス整備等）に向けた早期の計画策定、京都南ジャンクション（仮称）などの整備促進
- (2) 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討

(国土交通省)

調査結果を踏まえた堀川通の機能強化（バイパス整備等）に向けた早期の計画策定、京都南ジャンクション（仮称）などの整備促進

現状・課題

国・府・市及び有識者で構成し、京都市の発展にとって真に必要な道路ネットワークの在り方を検討する「将来道路ネットワーク研究会」において、平成30年1月に「**堀川通の整備が喫緊の課題である**」との意見がまとめられた。

また、既存の高速道路網については、**第二京阪道路と名神高速道路が直接接続されておらず、大阪国際空港等へのアクセスにも課題があるなど、道路ネットワークとしての機能を十分に発揮していない。**

要望

- ① 現在、国で実施中の渋滞対策の調査結果を踏まえた、**堀川通の機能強化策（バイパス整備等）の早期実現**
- ② 第二京阪道路と名神高速道路を接続する**京都南ジャンクション（仮称）の早期整備**や事業中の**国道9号京都西立体交差事業の着実な推進**

効果

- ・ 中心部をはじめ市内の交通渋滞の解消
- ・ 大阪国際空港等へのアクセスの向上など、利便性の向上
- ・ 災害時等の更なる安心・安全の確保



堀川通の交通渋滞状況

京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討

現状・課題

京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶルートについては、国道1号及び9号等の市境周辺において、交通渋滞や大雨時・災害時に通行止めが発生しており、平成30年1月に「将来道路ネットワーク研究会」において、「広域的な観点から、交通集中の緩和や災害時におけるリダンダンシー確保のため、**災害に強い道路整備の必要性が高い**」との意見が取りまとめられた。

周辺地域におけるまちづくりや広域ネットワークとの連携強化、道路整備の優先順位や費用負担の在り方など様々な検討すべき課題が存在している。

要望

京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークについて、広域的な観点から、様々な課題への対応を含め、実現に向けた総合的な検討を！

効果

- ・ 市境周辺の渋滞の緩和
- ・ 円滑な物流の確保
- ・ 災害時におけるリダンダンシーの確保
- ・ 周辺都市とのネットワーク強化



国道1号の被災状況(平成25年台風18号)

1 2 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進、 地元負担の軽減及び関西国際空港の延伸

日本の精神文化の拠点である京都を経由する北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備は、東京一極集中の是正や人口減少社会の克服、関西全域のみならず我が国全体の発展の観点からも極めて重要であることから、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 市民生活や経済活動への影響に最大限配慮した北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進
- (2) 地元負担軽減のための支援
- (3) 関西国際空港への延伸

（国土交通省）

円滑な整備の推進

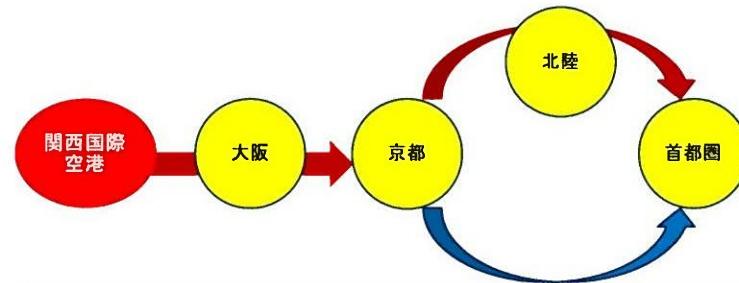
- 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備は、国土の調和ある発展を目指し、関西経済の地盤沈下を招かないためにも重要な国家プロジェクト。
- 一方で、京都は職住一体のまちであり、市内の整備においては、市民生活や経済活動に支障を及ぼさないよう最大限の配慮が必要。
- 山紫水明と称えられる京都の豊かな自然環境や生活環境の保全のため、慎重な調査と十分な地元説明が重要。特に、地場産業や生活面などで幅広く活用されている地下水の保存、水質の維持には配慮が必要。

地元負担軽減のための支援

- 既存の鉄道ネットワーク（東海道新幹線、東海道本線、山陰本線、湖西線、近鉄等）と結節する京都駅への北陸新幹線延伸の整備効果は、広いエリアに波及することから、駅を設置する自治体に過度の負担が生じないよう、コスト縮減や貸付料の見直し、財政支援の拡充など地方負担分軽減のための支援が必要。
- 京阪神における交通ネットワークを広く形成し、幹線交通として重要な役割を果たしている在来線が、北陸新幹線の整備に伴いJR西日本から経営分離されないための措置が必要。

関西国際空港への延伸

- 基本計画線である四国新幹線（大阪・大分間）の整備等も視野に入れ、新幹線を新大阪から関西国際空港まで延伸すれば、国内唯一の完全24時間運用の国際空港と首都圏、北陸、京都がつながることで、我が国の産業、学問、文化、観光の振興に寄与し、「文化芸術立国・日本」、「観光立国・日本」の実現に向けて大きな推進力となる。



北陸新幹線の整備スケジュール

- ①金沢 ⇄ 敦賀間 令和4年度末完成
- ↓
- 課題**

 - 8年間の空白期間
 - 北陸圏との人的、経済的交流が、近畿圏から首都圏へシフトし、東京一極集中が加速
- ②敦賀 ⇄ 大阪間 令和13年着工
令和28年完成

※ 現在の国土交通省の想定スケジュール

13 リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業、 関西国際空港への延伸及び「京都駅ルート」の実現

我が国にとって最適なルートを比較検討していただくとともに、国家政策として整備を推進し、その効果が最大限に発揮されるよう、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業
- (2) 関西国際空港へのリニア延伸によるアクセス改善及び
「京都駅ルート」の実現（首都圏～京都～関西国際空港を
75分でつなぐ）

(国土交通省)

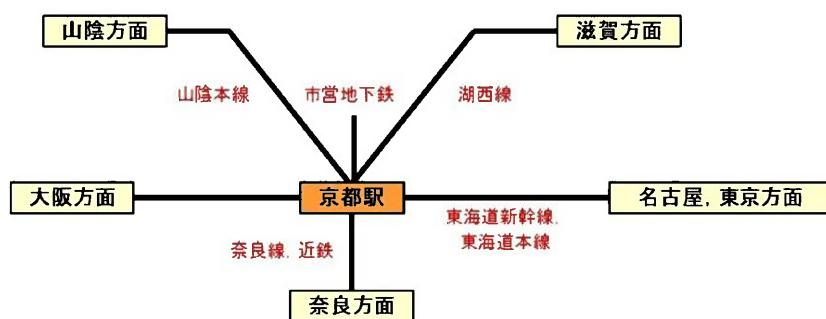
リニア中央新幹線の現行ルート

- 現行ルートは、昭和 48 年に超電導リニアの技術の導入を前提としない、東海道新幹線の老朽化や事故に備えた「第二東海道新幹線」として主要な経過地を決定。
- 全国新幹線鉄道整備法では、需要の動向や経済効果の調査結果に基づいてルートを決定すると明記されており、改めて、リニアを前提とした、ルートの検証が必要。

全国幹線旅客純流動調査(2010)を基に推計	京都駅ルート	現行ルート
首都圏からの乗客数予測	1,200 万人/年	300 万人/年
首都圏からの利用者による経済波及効果	810 億円/年	420 億円/年

京都駅ルートの適格性

京都駅は、既存の鉄道ネットワーク(東海道本線、山陰本線、湖西線、近鉄、市営地下鉄等)と結節しており、広いエリアに整備効果(時間短縮)が波及し、日本全体の発展に貢献。



東京・大阪間の早期開業

- 国土の調和ある発展を目指し、近畿・西日本の経済の地盤沈下を招かず、また、リニア中央新幹線の整備効果を最大限発揮するためには、早期開業に向けた取組を推進することが必要。

関西国際空港への延伸

- 関西国際空港への延伸により、国内唯一の完全 24 時間運用の国際空港と首都圏、京都がつながることで、我が国の産業、学問、文化、観光の振興に寄与し、「文化芸術立国・日本」、「観光立国・日本」の実現に向けて大きな推進力となる。

「京都駅ルート」の実現

(首都圏～京都～関西国際空港を 75 分でつなぐ)

- 21 世紀の日本の発展にとって、ものづくり、学術、文化、宗教、観光振興などの要素がきわめて重要。
- 京都は、現役の御所、全国的企業、宗教の本山、家元の所在地であり、また、文化庁の移転が正式決定している。政治経済の中心である東京と共に、これからも京都が日本の文化首都としての使命を果たすことは日本の未来のために重要。

1 4 地方交付税の確保や臨時財政対策債の廃止など、 大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等

近年における社会経済情勢の変化に伴い、社会保障制度の充実、防災体制の強化、都市機能の充実など、財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対して十分な財政措置がされておりません。指定都市が成長戦略拠点として日本の発展を一層けん引していくため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
- (2) ふるさと納税制度の、制度本来の趣旨に基づいた運用の推進
- (3) 公公用建物や道路・橋りょう等の長寿命化等に係る財政負担の軽減・平準化に大きな効果のある「公共施設等適正管理推進事業債」（令和3年度までの時限措置）の、対象事業の拡大及び恒久化
～現行制度では対象外である庁舎等の公用施設の長寿命化等も対象に。また、長期的な視点で計画的な対策が進められるよう、時限措置ではなく恒久的な措置に～
- (4) 会計年度任用職員制度の適切な運用に対する財政支援
- (5) マイナンバーカードの普及促進に必要な仕組みの構築及び財源措置
- (6) 過疎地域自立促進特別措置法の延長等による、現行の過疎地域への支援の継続

地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- ① 算定過程を明らかにしたうえ、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、**地方交付税の必要額を確保すること。**
- ② 必要額の確保に当たっては、法定率の更なる引上げによって対応し、**臨時財政対策債は速やかに廃止すること。**
- ③ 観光立国推進に必要な全国的かつ客観的な統計（市町村ごとの観光客数など）を整備のうえ、**観光地特有の財政需要を反映させる算定方法を定めるとともに、特別交付税を含め、的確に配分すること。**

京都市の財政事情

大都市特有の財政需要に加え、観光立国・文化芸術立国に貢献する独自の取組を展開しており、**他都市にはない財政需要が発生している**。一方、社寺、大学、山林が多いなど、**京都のまちの特性により税基盤が非常に脆弱なうえ、交付税の削減により厳しい財政状況**にある。

職員数の削減など行財政改革を徹底しているが、財源不足が発生し、禁じ手である減債基金の取崩しで対応している。

※ 減債基金（ルール積立分）からの借入れ・取崩しの累計は**472億円（30年度末）**

※ 財政調整基金残高は**36億円（30年度末）**

＜財政調整基金残高の推移＞

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
京都市	5億円	14億円	0億円	13億円	36億円
政令市平均	207億円	213億円	204億円	206億円	200億円

京都市における地方交付税・臨時財政対策債

- 実質的な地方交付税等はピーク時（15年度）から**442億円も減少**
- この間、地方の一般財源収入が全国総額で増加（+7.4%）する中、本市は減少（△3.0%）

（単位：億円）

	平成15年	平成30年度	増減額	増減率
全國総額	一般財源	578,115	621,159	43,044
	うち地方税	321,725	394,294	72,569
	うち地方交付税・臨財債	239,389	201,046	△38,343
京都市	一般財源	4,074	3,952	△122
	うち市税+府税交付金※	2,594	3,015	421
	うち地方交付税・臨財債	1,307	865	△442

※本市の30年度数値は教職員給与費移管分の影響及び宿泊税等を除く

社会福祉と臨財債償還費を除く財政需要額が大きく減少

道路、河川、学校などの修繕をはじめ、安心安全の推進に必要な需要額もしっかり確保すべき。

（単位：億円）

項目	H15年度	R1年度	増減額
基準財政需要額（給与費含む）	3,139	2,911	△228
うち、社会福祉に係る財政需要	802	1,257	+455
うち、公債費	350	439	+89
（上記のうち臨時財政対策債の償還）	(3)	(220)	(+217)
上記以外のサービスに要する経費	1,987	1,215	△772

※ 基準財政需要額=府費負担教職員給与費の移管の影響を除く

※ 社会福祉に係る財政需要=生活保護費+社会福祉費+保健衛生費+高齢者保健福祉費

配当割や株式譲渡所得割、地方消費税交付金は、景気の動向等により、年度途中に大きく変動するため、精算制度及び減収補てん措置が必要

観光客の増加による財政需要を的確に反映すべき

- 清掃費について、観光地のごみ処理に係る割増はあるが、指標は入湯税納税義務者数であり、「温泉地」以外の財政需要が反映されていない。
- 各市町村の観光客数を把握できる統計を整備し、財政需要を的確に反映すべき。

ふるさと納税制度の、制度本来の趣旨に基づいた運用の推進

制度本来の趣旨

- ふるさとやお世話になった地方団体への感謝や応援の気持ち
- 税の使い途を自らの意思で決める



実情

- なりふり構わない一部の自治体へ寄附金が集中
- 本市をはじめ、制度本来の趣旨に沿った対応をとる大都市では、自治体の基幹的な収入である住民税が大幅に減少し、財政運営に大きな影響

平成30年度 寄附受入額	1.8億円
令和元年度 税控除額	39.1億円 (6月1日時点)

※ 前年に行った寄付が翌年の個人住民税から控除される。

るべき姿に向け

こうした状況を改善するため地方税法が改正（平成31年3月）

<主な内容>

- ①寄附金の募集の適正な実施
- ②返礼品は寄附金の額の3割以下とすること
- ③返礼品は地場産品とすること

この改正を踏まえ、

要望

制度本来の趣旨に沿った取組となるよう、

- ① 法改正に基づいた運用ルールの一層の明確化
- ② 適正な運用が図られるよう継続的な自治体の監視、指導により、ルールの徹底と必要に応じた更なる見直しの検討を求める。

公共施設等適正管理推進事業債の対象事業の拡大及び恒久化

現状・課題

- 公共施設の老朽化が進む中、「公共施設の適正配置・適正管理」を推進するため、国において、公共施設等適正管理推進事業債が設けられている。
- しかし、災害対策等で重要な役割を担う公用施設が対象外となっているなど制度要件が厳しく、また令和3年度までの時限措置となっているため、現行制度下では、長期的な視点に立った、公共施設全体の計画的な対策が進めにくい状況

メニュー	対象施設		
	公共施設	道路・橋りょう等の社会基盤施設	庁舎・消防署等の公用施設
集約・複合化事業	○	—	×
長寿命化対策	○	○ (小規模単独事業に限定)	×

※制度要件が厳しく、有効な活用につながっていない。

要望

- ① 災害対策等で重要な役割を担う公用施設も対象にするなど制度要件を大幅に緩和すること
- ② 長期的な視点で、計画的な対策が進められるよう、時限措置ではなく、恒久的な措置とすること

会計年度任用職員制度の適切な運用に対する財政支援

現状・課題

- 地方公務員法及び地方自治法の改正により、非常勤嘱託員及び臨時の任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、新たに「会計年度任用職員制度」が創設
- 京都市においては、4千人程度を任用予定であり、期末手当及び退職手当の新設など待遇改善のための経費約4億6千万円の新たな財源が必要

要望

法改正への適切な対応である会計年度任用職員制度の導入・運用に対して必要な財政措置を行うこと！

効果

会計年度任用職員制度の適切な運用により、市政の持続的かつ安定的な発展に向けた効率的かつ効果的な行財政運営を推進！

マイナンバーカードの普及促進に必要な仕組みの構築及び財源措置

現状

- 令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを前提に、「マイナンバーカード交付枚数（想定）」が示され、各市町村は、これに沿った円滑なカード交付に取り組むこととされた。

マイナンバーカード交付枚数（想定）

時期	国	交付率	京都市
令和2年7月末	3,000～4,000万枚	23.5～31.4%	⇒ 33～44万枚 67～78万枚 100～111万枚
令和3年3月末	6,000～7,000万枚	47.1～54.9%	
令和4年3月末	9,000～10,000万枚	70.6～78.5%	
令和5年3月末	ほとんどの住民がカードを保有		

- 令和元年8月末時点の交付枚数（交付率）

国：約1,773万枚（13.9%）、京都市：約22万枚（15.3%）

要望

国の交付枚数（想定）に沿った
カードの交付には…

飛躍的な普及促進につながる仕組みの構築が必要！

【例】市町村における申請受付に加え、日本各地に所在するハローワーク等の国の機関においても、当該機関での手続き時に、併せてマイナンバーカードの交付申請を受け付ける仕組みを構築。

自治体におけるマイナンバーカード交付事務等に対する十分な財源措置が必要！

マイナンバーカードの円滑な交付には体制等の確保が不可欠であるため、必要な経費は全額国庫負担に。

過疎地域自立促進特別措置法の延長等による、現行の過疎地域への支援の継続

現状・課題

- いわゆる「一部過疎地域」に指定されている本市の右京区京北地域は、スギ、ヒノキ等の豊かな森林資源を活用した木材関連産業と、米や京野菜などの近郊農業により、その基盤を構築している。

京都市全体図



- 特に林業は、平安京の造営の際に膨大な量の木材を供給するなど、古くから京都のまちづくりを支えるとともに、現在も、北山杉の磨丸太などの産地として、京都はもとより我が国の「木の文化」を支えている。

- こうした京北地域の豊かな森林や清流などの美しい自然環境、また、その中に息づく素晴らしい文化や伝統を未来に引き継ぐため、本市では、これまでから、厳しい財政状況の中、過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）に基づく過疎対策事業債等を活用しながら、小中一貫教育校の建設や、道路・水道等のインフラ整備、当地域への移住促進など、地域の活性化・自立促進に向け、取り組んできている。

- こうした取組は道半ばであり、人口減少・高齢化が進む中、国の継続的な支援も頂きながら、一層、力を注いでいく必要がある。

（参考：京北地域の人口・高齢化率）

	H7国勢調査	H27国勢調査	推計人口（R1.9）
人口	7,080人	5,127人	4,505人
高齢化率	25.6%	41.8%	—

要望

現行の過疎法は令和3年3月で期限切れとなるが、法の延長等により、過疎地域への支援を継続すること。また、過疎法における一部過疎地域の適用を継続すること。